

株式会社地域力再生機構法案

[予算関連法案]

平成20年2月
内閣府

1. 法律制定の目的

雇用の安定等に配慮しつつ、地域における総合的な経済力（「地域力」）の向上を通じて地域経済の再建を図り、併せて地域の信用秩序の基盤強化にも資するため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、地域経済において重要な役割を果たしている事業者の事業再生を支援することを目的とする株式会社地域力再生機構を創設するための法律を制定する。

2. 法律案の概要

(1) 設立

- ① 機構は、全国で一つに限り設立される株式会社とし、主務大臣の認可を受けて設立される。
- ② 預金保険機構は、常時、機構が発行している株式の2分の1以上を保有する。

(2) 業務

- ① 支援対象となる事業者
地域経済において重要な役割を果たしているが、過大な債務を負う事業者
- ② 業務内容
 - イ 対象企業の資産査定（デュー・デリジェンス）
 - ロ 債権者調整（債権の放棄）
 - ハ 事業や財務を再構築する「事業再生計画」に基づく支援
 - 資金面（債権買取り、出資、資金の貸付け等）
 - 人材面（人材の派遣・紹介）
- ③ 期限
 - イ 機構は、設立から2年以内に支援決定を行い、支援決定から3年以内での再生支援の完了を目指す（合計5年で業務完了に努める。）。
 - ロ 機構は、その業務の完了により解散する。

(3) 地域力再生委員会

- ① 機構の意思決定（支援決定、買取決定、処分決定等）の公平性・透

明性を確保するため、外部有識者を含む地域力再生委員会が意思決定を行う。

②地域力再生委員会の委員は、過半数が社外取締役から構成される。

(4) 国の支援策等

①政府保証

機構の資金の借入れに対して政府保証を付す。

②政府による出資

政府は、機構への出資金の財源として預金保険機構に対して出資を行う。

③登録免許税の非課税

機構が債権の買取りを行う場合において、これを担保するために受ける抵当権等の移転登記に対する登録免許税を免税とする。

④政策金融機関等の協力

政策金融機関、都道府県の信用保証協会、公益法人等による債権放棄等の協力規定を置く。

⑤地域再生、都市再生、中心市街地活性化等の地域活性化施策との連携を図る。

(5) その他

①中小企業再生支援協議会等との連携・協力体制の充実。

②雇用への配慮

機構は、支援決定に当たり、事業再生計画についての事業者と労働者との協議状況等に配慮しなければならない。

③中小企業への配慮

機構は、支援決定に当たり、事業者の企業規模を理由として不利益な取扱いをしてはならない。

④主務大臣

内閣総理大臣（内閣府・金融庁）、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣